

# 柑芦会大阪支部規約

平成26年4月1日改定

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当支部は柑芦会大阪支部と称する。

(会員)

第2条 当支部は原則として次の各号の会員をもって組織する。

1. 柑芦会会則第5条に定める柑芦会正会員で大阪府及び奈良県内に在住または勤務する者。
2. 前項以外の都道府県に在住または勤務する者で入会を希望する者。
3. 前々項に定めのない学部の卒業生で入会を希望する者。

(目的)

第3条 当支部は会員相互の親睦を図り、母校と本部ならびに他支部との連携を密にして母校ならびに会員の隆昌と発展を期するものとする。

(事業等)

第4条 当支部は前条の目的を達成するために次のことを行なう。

1. 会員の成長に役立ち会員相互の親睦に貢献する事業。
2. 母校の発展および学生の成長に資する事業。
3. 会員相互の情報交流を促進し会員間の連携を密にする事業。
4. 支部会員の動静を常に把握し整理された名簿を常備。
5. 会員の慶弔、就職、その他相互扶助の仲立ち。
6. 母校および柑芦会全体の発展に役立つ事業に関する本部ならびに他支部との連携。
7. 前各号に関係するその他の事業。

(事務所)

第5条 当支部は、事務所を大阪府中央区谷町四丁目4番17号ロイヤルタワー大阪谷町207号に置く。

## 第2章 役員

(役員)

第6条 当支部に次の役員を置く。

1. 支部長 1名
2. 副支部長 若干名
3. 幹事長 1名
4. 事務局長 1名
5. 幹事 各卒業年次から原則として2名以上を選任する。  
また、ゼミナール・クラブ・職域・地域等からそれぞれ若干名を選任する。
6. 会計監査 2名以上
7. 相談役 役員経験者の中から若干名選任する

なお、支部長・副支部長・幹事長を支部三役とし、その選任方法は別途三役選任規定に定める。  
また、三役と相談役を除く役員は第9条に規定する三役会で検討のうえ支部長が選任・委嘱する。

(役員職務)

第7条 前条の役員は次の職務を行う。

1. 支部長は当支部を代表し且つ統括する。  
また支部総会及び幹事会ならびに三役会を招集開催し、それぞれの議長となり議事を統括する。
2. 20名以上の幹事から議案を明示して幹事会開催の要請があった場合、支部長は1ヶ月以内に幹事会を開催しなければならない。この場合の議長は、前項の規定にかかわらず出席した役員の互選によって選任する。
3. 副支部長は支部長を補佐し、支部長不在の際はその職務を代行する。
4. 幹事長は支部の活動および業務全般を掌握し、支部役員間の連絡にあたり連携強化を図る。
5. 事務局長は当支部事務所の管理運営を統括する。また、支部の活動および業務に関する事務全般を掌握し、三役と連携して支部の円滑な運営を支える。
6. 幹事は幹事長と連携して第11条に規定する委員会活動や各種支部行事の隆昌発展に努める。  
また、各卒業年次およびゼミナール・クラブ・職域・地域などの各会員との連絡にあたる。
7. 会計監査は支部会計事務の監査にあたる。
8. 相談役は支部長はじめ支部役員の諮問に応じ意見を述べるができる。

(役員任期)

第8条 各役員の任期は2年とし決算幹事会の翌日から2年後の決算幹事会当日までとする。

なお再任を妨げない。

ここでいう決算幹事会とは第10条に定める幹事会のうち決算を審議決定するものをいう。

### 第3章 組織

(三役会)

第9条 当支部活動における意思決定の迅速化のため三役会を設ける。

1. 三役会は支部長・副支部長・幹事長・事務局長および支部長の委嘱する役員をもって構成する。
2. 三役会は第10条第2項の重要事項を協議して幹事会に提案する。  
その他に審議決定したことは直近の幹事会に事後報告しなければならない。

(幹事会)

第10条 当支部に幹事会を設ける。

1. 幹事会は第6条に掲げる各役員をもって構成する。
2. 幹事会は本規約の改廃、細則など諸規程の新設・改廃、役員の選任、予算、決算、第12条に規定する委員会の設置・改廃、その他重要事項を審議決定する。
3. 幹事会の招集にあたっては開催日の2週間以前に付議すべき議案などを各役員に通知しなければならない。
4. 幹事会の議事は出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(総会)

第11条 当支部に総会を設ける。

1. 定期総会を年1回開催し、幹事会で審議決定された本規約の改廃、細則など諸規程の新設・改廃、役員の選任、予算、決算、第12条に規定する委員会の設置・改廃、その他重要事項を報告する。
2. 必要により臨時総会を開催することができる。

(委員会)

- 第12条 第4条の事業を分担遂行するため、当支部に委員会を設置する。  
なお、委員会に関する細則は別に定める。

#### 第4章 会計

(経理)

- 第13条 当支部の経費は、会費・家賃収入・本部補助金・寄付金・その他の収入をもって支弁する。

(会費)

- 第14条 会員は年会費として金3,000円を当支部に納入する。

ただし、卒業後3年以内の若手会員に限り、柑芦会活動への活発な参加を促すための優遇措置として、年会費を金1,000円とする。

なお必要に応じ、幹事会の承認を得て臨時会費を徴収することが出来る。

(会計年度)

- 第15条 当支部の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第5章 補則

(登録事項の変更連絡)

- 第16条 会員は住所等の登録事項に変更を生じたときは、その都度当支部に連絡しなければならない。

(個人情報の取扱い)

- 第17条 当支部が収集し保持する会員等の個人情報は、当支部の目的および事業の遂行のためにのみ使用し、法令に準拠して厳重に保護する。

(細則)

- 第18条 細則などの諸規程は必要に応じ別に定める。

#### 附則

この規約は、昭和57年10月19日から施行する。

昭和60年10月23日 一部改定実施。

昭和63年9月5日 一部改定実施。

平成2年8月31日 一部改定実施。

平成6年1月26日 一部改定実施。

平成13年2月2日 一部改定実施。

平成16年2月18日 一部改定実施。

平成18年4月21日 一部改定実施。

平成21年4月30日 一部改定実施。

平成22年9月7日 一部改定実施。

平成24年4月22日 一部改定実施。

平成26年4月1日 一部改定実施